

## 東北六縣に於ける所得分布

早川三代治

### (一)

所得分布の状態が時並びに處によつて相違し、更に經濟體制或は産業構造の差によつて異なるといふことは推察に難くない。東北六縣は次の第一表の如き簡単な表によつて推測されるように、産業、經濟上、開發が遅れているものと考へられているが、かゝる地域に於いて所得分布が如何なる様相を呈しているかを考察するのが本稿の目的である。

總計四十六の都道府縣との比較に於いて、人口密度は東京都（二、六六〇人）を最高とし、北海道（五一人）を最低とするが、東北六縣中、宮城縣の二三二人がやうやく中位の富山縣（二三四人）に近接するだけで、他の五縣は何れも下位の部に屬する。又、總生産金額に就いては、中位の栃木縣（二六、〇四四百万圓）以上に位するものは、福島縣だけで、他の五縣は何れも中位以下に屬している。更に我邦總生産價額一、六六二、九三〇百万圓に對する割合に就いてみれば、最高の大坂府が七・八%、最低の鳥取縣が〇・五%であり、四十六都道府縣を平均すれば二・二%であるから、東北六縣各縣の我邦總生産價額に對する割合は、福島縣の略ぼ平均に近いのを除いては、何れも平均より低位にあることが知られる。

東北六縣に於ける所得分布

第一表

縣名	昭和23年末 人口密度 (方籽當)	順位 (46中)	昭和23年度 生産總額 (百万圓)	順位 (46中)	本邦總生産額 に對する%
宮城縣	232 <sup>人</sup>	26	24,761	25	1.5
岩手縣	89	45	22,223	31	1.3
福島縣	152	37	35,274	13	2.1
秋田縣	116	44	23,910	28	1.4
青森縣	133	42	24,724	26	1.5
山形縣	146	39	23,275	30	1.4
全區管	131		154,167		9.2

第二表

縣名	$\alpha$	$\log A$
宮城縣	1.78703	9.54508
岩手縣	1.64836	8.79763
福島縣	1.84257	9.68869
秋田縣	1.55844	8.63018
青森縣	1.72211	9.02913
山形縣	1.63779	8.97617
平均	1.69938	9.11115
全區管 (註1)	1.75294	10.10204

以上のような産業、經濟上の狀況を有する東北六縣に於いて、所得分布狀態が戰、前戰後を通じて如何に推移したかを分析しよう。

(二) 昭和三年度(一九二八年)

平時の、且つ不況の年の一例として昭和三年度をとつてみる。免稅點千二百圓以上の第三種所得稅の納稅戶數統計に基いてパレート常數 $\alpha$ 並に $\log A$ の値を計算すれば次の第二表の如くである。

(註1) 全區管は各六縣の所得階層別分布表を一括總計し、東北地區として表はしたものである。以下同様。

第二表によれば、 $\alpha$ の値は秋田縣が最も小さく、福島縣が最も大である。換言すれば、所得分布状態の平等度は秋田縣が比較的到大であり、福島縣が比較的に小さいということになる。パレートが言うように、 $\alpha$ の値が一・五を中心として上下すると考へれば、秋田縣の $\alpha$ の値を基準として何れもその上位に在り、山形縣、岩手縣、青森縣、宮城縣、福島縣の順に、所得分布状態の平等度が大であることとなる。六縣の各 $\alpha$ の平均に於いては一・六九三三八であり、全區管に於いては一・七五二九四であるから、何れも秋田縣の $\alpha$ よりも大であり、所得分布状態の平等度は大であるということが出来る。

又 免稅點千二百圓以上の所得金額總計は一二四、六八四、九八六圓であり、納稅戶數一戸當所得は三、三一九圓である。

### (三) 昭和六年度(一九三一年)

昭和六年は我邦の國勢、産業、經濟の上に重大な變動の契機をもたらした年であつた。即ち昭和六年九月十八日には滿洲事變が勃發し、十二月十三日には金輸出再禁止が斷行された。景氣的に見れば、後半期に於いて所謂「滿洲景氣」並に「爲替インフレーション」によるブームへの契機となつた年である。

昭和六年度の免稅點千二百圓以上の第三種所得分布についてパレート常數 $\alpha$ 並に $\log A$ の値を求めれば次の第三表の如くである。

昭和六年度(第三表)の $\alpha$ の値を昭和三年度(第二表)のそれに比較すれば、やゝ増加したことが知られる。従つ

東北六縣に於ける所得分布

て所得分布の不平等がやゝ減少したことになる。昭和六年度に於ける免稅點以上の納稅者の所得金額總計は八〇、五

第三表

縣名	a	log A
宮城縣	1.80500	9.43398
岩手縣	1.88623	9.50276
福島縣	1.95307	9.87077
秋田縣	1.74420	9.06088
青山縣	1.74286	8.93512
森形縣	1.68732	8.92868
平均	1.80311	9.28870
全區管	1.94363	10.59004

四八、七〇九圓であり、一戸當所得は三、〇七七圓である。それ故にこれを昭和三年度に比較すれば、所得總額に於いて四四、一三六、二七七圓（三五・四%）、一戸當所得に於いて二四二圓（七・三%）、それぞれの減少を示している。これによつてみれば、「滿洲景氣」或は「爲替インフレーション」的影響は未だ所得分布状態に作用していなかつたといふことが出来る。

#### (四) 昭和九年度（一九三四年）

昭和七年三月滿洲國獨立、昭和八年五月日支停戰協定成立の後をうけて、昭和九年度は國際的には世界不況の立直り、國內的にはインフレーションの徐々な進行によつて一時の小康を得た年であつた。日本銀行調、東京小賣物價指數（註2）によれば、昭和六年十月基準一〇〇に對して昭和九年平均一一四・六（一四・六%増加）あり、同じく卸賣物價指數（註3）によれば一二〇・七（二〇・七%増加）を示した年であつた。

（註2） 大正三年七月基準を昭和六年九月滿洲事變勃發の翌十月基準に換算。

（註3） 明治三十三年十月基準を昭和六年十月基準に換算。

今、昭和九年度に於ける免稅點千二百圓以上の第三種所得分布についてパレート常數 $a$ 並に $\log A$ の値を求めれ

ば次の第四表の如くである。

第 四 表

縣 名	$\alpha$	log A
宮 城 縣	1.92666	9.90874
岩 手 縣	1.97355	9.77245
福 島 縣	1.91055	9.74384
秋 田 縣	1.74762	9.11675
青 森 縣	1.86562	9.35546
山 形 縣	1.66933	8.91471
平 均	1.84889	9.46866
全 區 管	1.89791	10.44681

(五) 昭和十年度(一九三五年)

續いて昭和十年度に於ける第三種所得分布の状態を見る。パレート常數 $\alpha$ 並に  $\log A$  の値を求めれば次の第五表の通りである。

昭和十年度(第五表)を昭和九年度(第四表)に比較すれば、 $\alpha$ の値の増加したのは六縣中三縣であり、他の三縣は減少を示している。是等の變動は著しいものではないが、やゝ目立つ變動は岩手縣に於ける増加と秋田縣に於ける減少である。又平均に於ける減少は著しいものではなく、不變と見ることとも出来るが、全區管に於いては、やゝ増

東北六縣に於ける所得分布

この昭和九年度(第四表)を昭和六年度(第三表)に比較すれば、 $\alpha$ の値がやゝ増加したのは六縣中四縣、やゝ減少したのは二縣であるが、その増加及び減少はいづれも僅少である。平均としてはやゝ増加したが、東北地區全區管としてはやゝ減少したことになるが、その變動は極めて小である。免稅點以上の所得金額總計は八七、二三八、四七一圓であり、一戸當所得は二、九八五圓である。これを昭和六年度に比較すれば、所得金額總計に於いて、六、六八九、七六二圓(八・三%)の増加、一戸當所得に於いては九二圓(三・一%)の減少を示している。

加を示していることが見られる。

第五表

縣名	$\alpha$	log A
宮城縣	1.88897	9.70940
岩手縣	2.05074	10.01065
福島縣	1.83852	9.48573
秋田縣	1.58612	8.55248
青森縣	1.87523	9.41346
山形縣	1.77361	9.19756
平均	1.83554	9.39488
全區管	2.05880	10.99836

(六) 昭和十三年度(一九三八年)

昭和十二年七月七日第二次上海事件の勃發によつて日支事變が開始されぬ。同年八月十一日を以つて金準備評價法が施行された。昭和六年十二月十三日の金輸出再禁止と相俟つて、實質的に金本位制を離脱するに至つた。(名實共に金本位制を離脱したのは、昭和十七年春、第七十七帝國議會に於ける昭和十六年法律第十四號及金準備評價法廢止、日本銀行條令、兌換銀行券條令、日本銀行納付金法の廢止による。)

滿洲事變勃發以來、物價の騰貴が進行していた。昭和六年十月を基準(一〇〇)とすれば、昭和十三年平均に於て

免稅點千二百圓以上の所得金額總計は、八〇、三八二、九五六圓であり、一戸當所得は三、〇三六圓である。これを昭和九年に比較すれば所得總額に於いて、六、八五五、五一五圓(七・九%)の減少、一戸當所得に於いては、五一圓(一・七%)の増加を示している。然しこれを全體的に見れば、所得總額に於ても、一戸當所得に於ても、昭和六年度と同様の状態であつたと見ることが出來よう。然しながら所得分布の状態に於いては、やゝ異なる。岩手縣、青森縣に於ては $\alpha$ の値の増加がやゝ大きく、福島縣、秋田縣に於てはその減少がやゝ大きい。平均に於いては $\alpha$ の増加は小さいが、全區管に於てはやゝ大である。

は、日銀卸賣物價指數一七一・〇、東京小賣物價指數一五四・〇であつた。即ち、卸賣物價指數に於いては昭和六年十月に比較して七一%、東京小賣物價指數に於いて、五四%の高騰を示している。その騰勢の急なことは次の第六表（註4）によつて知られる。

第 六 表

年	東京小賣物價指數	卸賣物價指數
昭和6年	104.5	104.2
7	105.6	109.7
8	112.3	122.2
9	114.6	120.7
10	116.9	126.2
11	122.8	133.0
12	134.5	162.1
13	154.0	171.0
14	172.5	188.9
15	200.3	211.6
16	202.6	224.7

（註4）昭和六年十月を基準一〇〇として換算。  
 昭和十三年は日支事變勃發の翌年に當り、又、價格等統制令の發令（昭和十四年九月）の前年であつて、所謂、準戰時體制への切換時代であつた。

昭和十三年度に於いては免稅點が

千二百圓から千圓に引下げられた。今、千圓以上の第三種所得分布についてパレート常數 $\alpha$ 並に $\log A$ の値を求めれば次の第七表の如くである。

第 七 表

縣 名	$\alpha$	$\log A$
宮 城 縣	1.78647	9.52953
岩 手 縣	1.92761	9.79425
福 島 縣	1.91287	9.94472
秋 田 縣	1.67231	9.02235
青 森 縣	1.88568	9.64384
山 形 縣	1.64694	8.98419
平 均	1.80531	9.48648
全 區 管	1.89412	10.60046

昭和十三年度（第七表）を昭和十年（第五表）に比較すれば、 $\alpha$ の値の増加したのは六縣中三縣、減少したのは三縣であるが、兩者變動の大きいさは減少の方がやゝ大である。殊に、全區管に就いてみれば、 $\alpha$ の値がかなり減少して昭和九年度にほ

東北六縣に於ける所得分布

と相等しくなつて見られる。

今、前述の昭和三、六、九、十年度の状況と比較する便宜上、昭和十三年度についても千二百圓以上の所得分布をとつて、全區管のパーセント常數 $\alpha$ 並に  $\log A$  の値を求めれば次の如くである。

$$\alpha = 1.94224$$

$$\log A = 10.81308$$

是れによつて見れば $\alpha$ の値がやゝ大となる。免税點千圓以上の所得金額總計は一四五、七〇六、八四九圓であり、一戸當所得は二、六五七圓である。これを昭和十年度と比較すれば、所得總額に於いて、六五、三二三、八九三圓（八一・三%）の増加、一戸當所得に於いて三七九圓（一二・五%）の減少を示している。然しながら免税點千二百圓から千圓に引下げられているので、千二百圓以上の所得總額を求めれば、一三一、五八六、八五八圓となり、一戸當所得は三、一三五圓に當る。この數字をとつて昭和十年度と比較すれば、所得總額に於いて五一、二〇三、九〇二圓（六三・九%）の増加、一戸當所得に於いては九九圓（三・三%）の増加を示す。以上を要約して表示すれば

第八表  $\alpha$  の 値

縣 名	昭和3年度	昭和6年度	昭和9年度	昭和10年度	昭和13年度
宮 城 縣	1.78703	1.80500	1.92666	1.88897	1.78647
岩 手 縣	1.64836	1.88623	1.97355	2.05074	1.92761
福 島 縣	1.84257	1.95307	1.91055	1.83852	1.91287
秋 田 縣	1.55844	1.74420	1.74762	1.58614	1.67231
青 森 縣	1.72211	1.74286	1.86562	1.87523	1.88568
山 形 縣	1.63779	1.68732	1.66933	1.77361	1.64694
平 均	1.69938	1.80311	1.84889	1.83554	1.80531
全 區 管	1.75294	1.94363	1.89791	2.05880	(a) 1.89412 (b) 1.94224

(註5)

次の第八表並に第九表の如くである。



第九表

年 度	免税点以上 所得總額	一戸當 所 得	前 年 度		對前年度 增 減 %	
			所得總額	一戸當 所 得	所得總額	一戸當 所 得
昭3	124,684,986	3,319	—	—	—	—
6	80,548,709	3,077	(-) 44,136,277	(-) 242	(-) 35.4	(-) 7.3
9	87,238,471	2,985	(+) 6,689,762	(-) 92	(+) 8.3	(-) 3.1
10	80,382,956	3,036	(-) 6,855,515	(+) 51	(-) 7.9	(+) 1.7
13(a)	145,706,849	2,657	(+) 65,323,893	(-) 379	(+) 81.3	(-) 12.5
13(b)	131,586,858	3,135	(+) 51,203,902	(+) 99	(+) 63.9	(+) 3.3

(註 6)

(註 5) 昭和三、六、九、一〇年度は免税点一、二〇〇圓、昭和十三年度は一、〇〇〇圓である。全區管(a)は免税点一、〇〇〇圓の場合、(b)は假りに一、二〇〇圓とした場合。

東北六縣に於ける所得分布

(註 6) 昭和十三年度(a)は免税点一、〇〇〇圓の場合、(b)は假りに一、二〇〇圓とした場合。

以上述べたことは何れも免税點(千二百圓或は千圓)以上の所得階層だけに就いて考察したものである。これは統計資料の欠陥上、やむを得ないことではあるが、實は所得分布の状態、殊にその不平等を問題とする場合には、免税點以下の所得分布状態を考慮に入れなければ、推論が正鵠を失するばかりでなく、無意味ともなる。例へば東北六縣に於ける昭和十三年十二月末現在戸數は一、一八一、一五〇であるに對し、納稅戸數は僅かに五四、八三六であつて、總戸數に對して僅々四・六四%に過ぎない。然りとせば、九五・三六%に相當する一、一二六三一四戸が所得統計に現はれていないこととなる。かくては僅かに四・六四%に過ぎない免税點以上の所得戸數を以つて全般を論ずるのは妥當でないこととなる。

私は他の機会に屢々述べた方法によつて、(註 7)昭和十三年度に於ける東北六縣全區管の免税點以下の所得分布状態を推測して次の第十表の如き所得分布表を得た。

(註 7) 拙稿「小所得の分布に就いて」昭和十六年四月五日、日本統

計學會第十一回大會報告。  
昭和十七年八月、日本統計學會年報第十一年所載。

第十表

所得階層	各階層戸數	所得金額(圓)	
円以上 1—	円未満 10	20,000	110,000
10—	100	35,000	1,925,000
100—	200	120,000	18,000,000
200—	300	231,150	57,787,500
300—	400	275,000	96,250,000
400—	500	200,000	90,000,000
500—	600	100,000	55,000,000
600—	700	70,000	45,500,000
700—	800	40,000	30,000,000
800—	900	21,000	17,850,000
900—	1,000	14,164	13,455,800
1,000—	1,200	12,863	14,792,450
1,200—	1,500	13,540	18,279,000
1,500—	2,000	10,508	18,389,000
2,000—	3,000	6,799	16,997,500
3,000—	5,000	6,292	25,168,000
5,000—	7,000	1,938	11,628,000
7,000—	10,000	1,253	10,650,500
10,000—	15,000	789	9,862,500
15,000—	20,000	361	6,317,500
20,000—	30,000	273	6,825,000
30,000—	50,000	149	5,960,000
50,000—	70,000	35	2,100,000
70,000—	100,000	23	1,955,000
100,000—	150,000	10	1,250,000
150,000—	200,000	2	350,000
200,000—	300,000	1	250,000
計	1,181,150	576,652,750	

第十表によれば全戸數一、一八一、一五〇が少くとも所得一圓以上を有するものと假定して、所得金額總計は五七六、六五二、七五〇圓となり、一戸當所得は四八八圓となる。

又、第十表の所得分布表によつてパレート常數 $\alpha$ 並に  $\log A$  の値を求めれば次の通りである。

$$\alpha = 1.56242$$

$\log A = 9.17313$

この $\alpha$ の値を第七表中の全區管の $\alpha$ の値、一・八九四一二に比較すれば、〇・三三一七〇だけ小さい。換言すれば、免税點以下所得を含めた全體の所得分布の方の免税點以上の場合よりも分布の不平等度が大きいことが知られる。

次に東北六縣の各都市に於ける所得分布状態を見る。昭和十三年度に於いて東北六縣の都市は總計十六市であつた。今、それらの都市についてパレート常數 $\alpha$ 並に $\log A$ の値を求め、 $\alpha$ の大きい順に表示すれば次の第十一表の如くである。(註8)

(註8) 表中\*印は各縣廳所在市を示す。

東北六縣に於ける所得分布

第十一表

都市名	$\alpha$	$\log A$
*仙台市	1.92591	9.52439
*福島市	1.83960	8.56011
釜石市	1.82522	8.23270
平泉市	1.78392	8.01593
弘前市	1.65071	7.76142
*青森市	1.62276	7.91576
八戸市	1.62006	7.75286
*盛岡市	1.59622	7.46955
石巻市	1.56881	7.74074
米沢市	1.54537	7.31193
*山形市	1.50619	7.24930
鶴岡市	1.45577	7.32636
*秋田市	1.42233	7.09423
酒田市	1.41148	7.31251
會津若松市	1.36448	6.79288
	1.34747	6.90098
平均	1.59164	7.68510
市部	1.81331	9.78358

第十一表によれば仙台市が所得分布の不平等度が最も低く、会津若松が不平等度が最も高いこととなる。又、十六都市の $\alpha$ の値の平均は一・五九一六四であるが、都市全體を一括した市部と、その他の部分即ち郡部とを比較すれば次の如くである。

市部 1.81331  
郡部 1.83869

これによれば、市部と郡部とに於いて相違は少ないこととなる。

又、免稅點千圓以上の所得金額總計並に一戸當所得を求めれば次の如くである。

	所得總額 (圓)	一戸當所得 (圓)
市	43,247,150	2,837
郡	106,884,150	2,700

これによつてみれば、所得總額に於いては郡部の方が遙かに大であるが、一戸當所得に於いては市部の方がやゝ大である。

(七) 昭和二十一年 (一九四六年)

昭和十四年度以降昭和二十年  
 度迄の七年間に就いては目下  
 ところ資料の入手が困難な  
 で、その考察を他日に譲り、終  
 戦翌年度の昭和二十一年の所得  
 分布状態を考察する。

先づ免稅點一万五千圓以上の

綜合所得についてパレート常數

$\alpha$  並に  $\log A$  の値を求めれば次

の第十二表の如くである。

第十二表

縣 名	$\alpha$	$\log A$
宮 城 縣	2.19178	12.49296
岩 手 縣	1.60543	9.62343
福 島 縣	1.74900	10.55061
秋 田 縣	2.21753	12.43991
青 森 縣	2.42858	13.66538
山 形 縣	3.04619	16.24991
平 均	2.20642	12.50370
全 區 管	2.02934	12.52845

第十二表によれば、宮城縣、  
 秋田縣、青森縣、山形縣に於い  
 ては、 $\alpha$  の値が著しく増加し、  
 従つて、各縣平均並に全區管に  
 於いても  $\alpha$  の値は増加してい  
 る。これは免稅點が高く引上げ  
 られ、それよりやゝ上位の所得  
 者が多くなり、大所得者が少く  
 なつたことを表はす。反之、岩  
 手縣、福島縣は、昭和十三年度

第十三表

縣名	所得金額(圓)	一世帶當所得(圓)
宮城縣	66,430,450	25,316
岩手縣	36,050,746	31,651
福島縣	72,348,930	27,127
秋田縣	55,188,310	23,140
青森縣	69,893,430	32,539
山形縣	93,303,660	20,542
計	393,215,526	160,315
平均	65,535,921	26,719

に比較して $\alpha$ の値が著しく減少している。これは免税點よりやゝ上位の所得者が減少しており、福島縣に於ては更に大所者が増加したことによるものである。次に免税點一万五千圓以上の納税世帯の所得金額合計並に一世當所得を各縣別に表示すれば次の第十三表の如くである。

今、戦前の一例と比較するために、昭和十三年度東北六縣全區管の第三種所得の免税點千圓を假りに一万五千圓に引上げた所得分布表に基いて、パレート常數 $\alpha$ 並に $\log A$ の値を求めれば次の通りである。

$$\alpha = 2.49925$$

$$\log A = 13.48443$$

これを昭和二十一年(第十二表)の

$$\alpha = 2.02934$$

$$\log A = 12.52845$$

に比較すれば、一万五千圓以上の所得分布に就いては、昭和二十一年の $\alpha$ の方が小さく、従つて所得分布の不平等度が増加したことになる。今、兩年度の一万五千圓以上の所得階層

別所得分布を表示すれば次の第十四表の如くである。

今、貨幣價值の低落を看過して、第十四表によれば、一万五千圓以上所得世帯數は昭和十三年度の一八倍強に増加

東北六縣に於ける所得分布

第十四表

所得階層 (圓)	世帯數		所得金額(圓)	
	昭和 13年度	昭和 21年	昭和13年度	昭和21年
15,000 — 20,000	361	8,976	6,186,586	153,112,006
20,000 — 30,000	273	4,190	6,594,052	99,158,580
30,000 — 50,000	149	1,459	5,661,983	54,376,330
50,000 — 100,000	58	665	3,916,919	45,291,700
100,000 — 200,000	12	169	1,399,150	22,248,900
200,000 — 300,000	1	22	269,310	4,944,830
300,000 — 500,000	0	14	0	4,981,200
500,000 — 1,000,000	0	7	0	5,046,100
1,000,000 — 2,000,000	0	3	0	4,055,870
計	854	15,505	24,028,000	393,215,526
平均所得			28,136	25,361

商學討究 第四卷 第二號

し、所得金額に於いては一六倍強に増加したことを見る。然るに一世帯當所得は、

昭和十三年度 二八、一三六圓

昭和二十一年 二五、三六一圓

であつて、二、七七五圓(九・八六%)の減少を示している。

以上の考察は免税點一万五千圓以上の所得分布に就いてであるが、免税點が戦前のそれよりも遙かに高いので、免税點以下の所得分布の状態如何ということが一層重要な問題となる。

今、昭和二十一年十二月末現在の東北六縣全區管の總世帯一、五四六、八一六が少くとも百圓以上の所得を有するものと假定し、双對數目盛上のパレート線を應用して(註7参照)、百圓以上一万五千圓未滿の所得階層に屬する世帯數を一、五三一、三一一と推定し、その所得金額總計を一、五六一、三九八、〇五〇圓と推測する。これを第十四表中の昭和二十一年の數字

を連結せしめて次の第十五表を得る。

第十五表

所得階層(圓)	世帯數	所得金額(圓)
100— 15,000	1,531,311	11,561,398,050
15,000— 20,000	8,976	153,112,006
20,000— 30,000	4,190	99,158,580
30,000— 50,000	1,459	54,376,330
50,000— 100,000	665	45,291,700
100,000— 200,000	169	22,248,900
200,000— 300,000	22	4,944,830
300,000— 500,000	14	4,981,200
500,000—1,000,000	7	5,046,110
1,000,000—2,000,000	3	4,055,870
計	1,546,816	11,954,613,576
一世帯當平均		7,729

る。

第十六表の如き縣廳所在都市を中心とした各稅務署管轄地域に於ける免稅點一万五千圓以上の所得分布のパレート常數 $\alpha$ 並に  $\log A$  の値を求めれば次の第十七表の如くである。

東北六縣に於ける所得分布

第十五表に基いて、百圓以上の所得分布に關するパレート常數 $\alpha$ 並に  $\log A$  の値を求めれば、

$$\alpha = 1.74539$$

$$\log A = 10.96216$$

となり、 $\alpha$ の値は前記の免稅點一万五千圓以上の場合の $\alpha$ の値 2.02934 よりも著しく小となる。

次に昭和二十一年に於ける東北六縣の各縣廳所在都市の所得分布に就いて見る。これらの六都市に就いては昭和十三年度に關して前述したのであるが、昭和二十一年に關する資料に於いては、是等の六都市の他に、隣接する若干の郡部が含まれている。従つて昭和十三年度との比較に於いてはこの事情を考慮に入れなければならぬ。今、考察の對象となる各稅務署の管轄區域を表示すれば次の第十六表の通りである。

第 十 六 表

稅務署名	管 轄 區 域	面積(方料)	戶 數	人 口
仙 台	仙台市	169.16	50,436	253,635
	塩釜市	12.45	6,665	34,710
	宮城郡, 名取郡, 黒川郡, 亶理郡	1,465.50	36,464	220,316
	計	1,647.11	93,565	508,681
盛 岡	盛岡市	219.76	20,129	99,114
	岩手郡, 柴波郡	2,480.89	24,231	145,438
	計	2,700.65	44,360	244,552
福 島	福島市	8.96	11,345	51,831
	信夫郡, 伊達郡	1,186.31	47,223	261,127
	計	1,195.27	58,568	312,958
秋 田	秋田市	132.09	24,628	114,432
	河邊郡, 南秋田郡	1,351.71	29,001	174,327
	計	1,483.80	53,629	288,759
青 森	青森市	21.19	17,552	83,808
	東津輕郡	1,363.29	17,945	107,127
	計	1,384.48	35,497	190,935
山 形	山形市	36.13	19,756	91,845
	南村山郡, 東村山郡, 西村山郡	1,678.92	52,241	305,016
	計	1,715.05	71,997	396,861
總 計		10,126.36	357,616	1,942,746



第十七表

税務署	$\alpha$	$\log A$
仙台	2.41411	13.03377
盛岡	2.53860	12.71236
福島	2.64735	13.52837
秋田	2.67921	14.17420
青森	2.79124	9.67566
山形	2.15252	11.52664
平均	2.37051	12.44183

が昭和十三年度よりも $\alpha$ の値が著しく大であることが見られるのであるが、これは免税點が著しく高くなつたこと、下位納税者の増加との結果である。

今、昭和十三年度の仙臺市の場合に於いてその免税點千圓を假りに一万五千圓に引上げて、昭和二十一年の仙臺税務署の場合と比較すると次の第十八表の如くである。

第十八表中、昭和二十一年仙臺税務署管轄地域には鹽釜市（六、六六五戸）、郡部（三六、四六四戸）を含むが、仙臺市の戸數五〇、四三六戸である故に、管轄地域の相違はこの場合、所得分布の上に餘り大きい差を與へていないであらうと假想する。

今、第十八表により一万五千圓以上の所得分布のパレート常數 $\alpha$ 並に $\log A$ の値を求めれば次の如くである。

東北六縣に於ける所得分布

これを第十一表（昭和十三年度）中の仙臺、盛岡、福島、秋田、青森、山形の六市に比較すれば $\alpha$ の値が著しく大であることが見られる。勿論、この比較には重大な難點がある。

(一)、免税點の相違による比較の困難。即ち、昭和十三年度は免税點千圓以上の所得分布であるに對し、昭和二十一年度は免税點一万五千圓以上の所得分布であること。

(二)、地域の不同による比較の困難。即ち、昭和十三年度は各都市何れも市部だけであるに反し、昭和二十一年に於いては各市に隣接する郡部を含んでいること。

以上の如き相違を一應看過して考へれば、昭和二十一年の方

第十八表

所得階層(圓)	市 合 台		増 加
	仙 昭 和 13 年	仙 昭 和 21 年	
15,000 — 2,000	21	604	583
20,000 — 30,000	13	283	270
30,000 — 50,000	5	100	95
50,000 — 100,000	1	1	0
100,000 — 200,000	0	1	1
計	40	989	949

これを昭和二十一年(第十二表中)の $\alpha$ の値に比較すれば、増加したものの四縣(宮城、岩手、福島、秋田)、減少したものの二縣(青森、山形)となつてゐる。而して六縣の平均に於いても、全區管に於いても $\alpha$ の値は増加してゐる。これは免税點の引上げと、下位納税者の増加によるものである。

次に、免税點八万円以上の所得總額と納税者一人當所得を求めれば次の第二十表の通りである。然しながら免税點が八万円となつた故に、その納税人員は、東北六縣昭和二十六年十二月末現在の總世帯數一、五

	$\alpha$	$\log \alpha$
昭和13年度 仙臺市	3.00827	14.19114
昭和21年 仙臺稅務署	2.41411	13.03377

これによれば、昭和十三年度に於ける $\alpha$ の値は昭和二十一年のそれと比較して著しく大であり、従つて所得分布の不平等度が小であることとなるが、免税點を假りに一万五千圓と豫定したことによつて、戸數に於いて四、〇五四戸中の四、〇一三戸(九八・九九%)、又、推計所得額に於いては一〇、三三九、二五〇圓中の九、二六一、七五〇圓(八九・五八%)を欠除することとなる。

### (八) 昭和二十六年(一九五一年)

最後に、昭和二十六年分、免税點八万円以上の綜合所得の分布に就いてプレート常數 $\alpha$ 並に $\log \alpha$ の値を求めれば次の第十九表の如くである。

第十九表

縣名	$\alpha$	$\log A$
宮城縣	2.49615	17.13652
岩手縣	2.37096	16.40410
福島縣	2.76954	18.86182
秋田縣	2.59177	17.60471
青森縣	2.30278	16.05654
山形縣	2.56483	17.62150
平均	2.51601	17.28087
全區管	2.51313	18.10213

第二十表

縣名	所得金額(圓)	納稅者一人當所得(圓)
宮城縣	10,902,402,670	227,965
岩手縣	5,874,678,763	218,009
福島縣	14,518,643,870	215,088
秋田縣	6,931,146,694	205,593
青森縣	6,187,765,130	212,982
山形縣	9,199,243,509	223,505
計	53,613,880,636	1,303,142
平均	8,935,646,773	217,190

八〇、四九七の中、僅かに二四六、一九八(一五・五八%)に過ぎない。従つて屢々述べたように、免稅點以下の所得分布状態を推測する必要がある。

今、假りに前述の總世帯が少くとも百圓以上の所得を有するものと假想して、パレート常數 $\alpha$ 且に $\log A$ の値を求めれば次の如くである。

$$\alpha = 1.56518$$

$$\log A = 12.33924$$

この $\alpha$ の値は昭和二十一年に於いて、東北六縣全區管に對し百圓以上の所得分布を假想した場合の $\alpha$ の値 1.74539

東北六縣に於ける所得分布

第二十一表

所得階層 (圓)	世帯數	所得金額 (圓)
100— 80,000	1,334,299	53,438,674,950
80,000— 120,000	30,616	3,205,573,602
120,000— 200,000	109,086	17,854,662,222
200,000— 300,000	76,110	18,610,293,774
300,000— 500,000	24,671	9,117,088,289
500,000—1,000,000	4,726	3,125,345,666
1,000,000—2,000,000	806	1,071,537,126
2,000,000—5,000,000	162	451,039,180
5,000,000—	21	178,340,777
計	1,580,497	107,052,555,586
一世帯當平均		67,733

に比較してやゝ小さくなる。

又、所得金額並に納税者一人當所得に就いては次の第二十一表が得られる。

これを昭和二十一年（第十五表）の同様の假定の場合同比較すれば、所得總額に於いて八・九五倍、一世帯當所得に於いては八・七六倍の増加を示している。

×

以上を以つて東北六縣に於ける所得分布状態の推移を戦前及び戦後を通じて考察した。戦時中並に戦後の統計資料について入手困難な事情の存在することによつて、満足の出來るほどの結論には未だ到着し得ないが、一應の見通しは得られたかと思う。行論中、不備の點は統計資料の入手によつて他日の補整を期したい。

附記。本稿に引用の統計資料の典拠を一々掲載することは紙幅の関係上、省略したが、資料の全部を左記の統計書に據つたことを附記して置く。

日本帝國統計年鑑。

總理府統計年鑑。

大藏省主稅局統計年報。

國稅廳統計年報書。

仙台財務局稅務統計書。